

日本香料工業会と食品安全委員会委員との懇談会

1. 日 時 : 平成15年12月25日(木) 16:00~17:35

2. 場 所 : 食品安全委員会委員会室

3. 出席者 : 川村 洋 (日本香料工業会 専務理事)
所 一彦 (同 食品香料委員会 委員長)
岡村 弘之 (同 食品香料委員会 副委員長・IOFI*特命委員)
仁井 皓迪 (同 食品香料委員会 副委員長)
関谷 史子 (同 食品香料委員会 IOFI*特命委員)
立場 秀樹 (同 食品香料委員会 IOFI*特命委員)
丸山 進平 (日本香料工業会 事務局員)

*国際食品香料工業協会

食品安全委員会委員

寺尾委員長代理、小泉委員、見上委員、坂本委員、本間委員、中村委員
食品安全委員会事務局
一色事務局次長、藤本勧告広報課長、
西郷リスコミュニケーション官、宮崎評価調整官

4. 議 事 : 司会 西郷リスコミュニケーション官

- (1) 委員長代理挨拶
- (2) 委員紹介
- (3) 出席者紹介
- (4) 意見交換

5. 意見交換の主な発言 (: 日本香料工業会側発言 : 委員及び事務局側発言)

(食品香料業界の現状について)

: 日本香料工業会には160社余が加盟しているが、殆どは規模の小さい企業である。香料は国際商品であるが、日本においては未だグローバル化は進んでいない。これまで香料業界は消費者とのコミュニケーションが十分とはいえなかった。その理由は、香料は加工食品にとって重要な原料ではあるが極めて黒子的な存在であったためである。しかしながら、昨年の協和香料化学㈱の一件をきっかけに一度問題が発生するとその影響度の大きいことが改めてクローズアップされ、黒子から表舞台に出たという経緯がある。そのことが契機となり昨今では様々な形での「説明機会」が与えられるところとなり、また、自らはHPにより消費者への情報提供の努力をしているところである。

: 食品香料は工業製品である加工食品において必要とされる。成分は食品衛生法で認められた原料から作られ、製造は特別な場合を除き混合するのみである。それゆえに処方者が香料会社にとって最高のノウハウとなり、公開が難しい側面を持つ。

(食品香料の特徴について)

: 殆どの食品香料化合物は自然界にある食品の常在成分と同一の物であり、1化合物づつをとれば微量であるが多成分である。また、香料は自然界の食品の香気にできるだけ近づけることを目的としていることから自ずとその使用量には自己規制がかかる。

大部分の香料化合物は、ヒトが食品を通じて長年にわたり摂取してきたもので、世界的に見てもこれまで食品衛生上の問題が起きたと報告された例が無い。これらのことから香料用途で使用する限り、一般的には香料の安全性は高いものと理解されている。

- : 新しく香料を申請する際は、自ら類別を決めているのか。
- : 従来は自らで類別を決めていたが、最近では厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課や保健所等のアドバイスを受けている。
- : 香料の「規格」とは何か。
 - : 世界的にみて法的規制力のある規格をもっている国は我が国、韓国など極く限られている。「流通における規格」「規制のための規格」「安全評価のための規格」等があるだろうが、工業会は3000にも及ぶ香料化合物の公的規格（規制のための規格）項目としては、JECFAが提案している必須規格項目「含量・化学構造・物の確認」のみに限定し、それ以外の「比重、屈折率等それぞれの化合物に必要な項目」については自主規格として運用することが望ましいとして提案している。現在は各社の責任において自主的に規格を定め運用している。

（食品香料の国際情勢等について）

- : 欧州を中心に香料化合物のポジティブリスト化が進んでいる。近い将来、JECFAの安全性評価結果を軸に、欧米では、ほぼ共通の香料物質のリストを持つようになり、グローバルハーモナイゼーションが一挙に進む。日本は欧米と食品香料の定義、原料・製造方法の規制、規格、安全性に関する規制と評価方法、表示等相違点がある。また、食品中の添加香料の分析は実際上殆ど不可能である中で、現在のような加工食品貿易が増大している状況下では、我が国においても国際整合性の推進が必要且つ急務となっている。この面から食品香料規制は、他の食品添加物規制とは区別して扱う必要があると考える。
- : ポジティブリストになるのは、日本、米国、欧州共通に使用されているものか。日本やEUで独自に使用されているものもリストに入るのか。
- : 欧州・米国のものが中心になっている。日本独自に使用しているものもJECFAが行う安全性評価の対象となるようにIOFIやFEMAに協力を依頼している。日本独自品のJECFAにおける評価が終了し、グローバルポジティブリストに収載されない限り欧米に於いては逆にこれらの香料化合物が違法香料との扱いを受けることになる。

（以上）